

特別養護老人ホーム 江古田の森 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けております

当施設はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4-13
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	13-15
7. 残置物引取人	15
8. 苦情の受付について	16
9. 事故発生時の対応について	16
10. 虐待の防止のための措置	17
11. 身体拘束適正化のための措置	17
12. 合意裁判管轄について	17
13. 非常災害対策	17
14. ハラスメント防止のための措置	17
15. 業務継続計画の策定等	18
16. 衛生管理等	18
17. 褥瘡対策等	19
18. 協力医療機関等	19
19. 電磁的記録等	19
20. 掲示	19
21. 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討するための委員会の設置	19
22. 職員の質の確保	19
重要事項説明書付属文書	21-24
個人情報の使用に関わる同意書	25
個人情報の使用に関わる同意書（広報用）	26

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 南東北福祉事業団
(2) 法人所在地 福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山3-2
(3) 電話番号 024-968-1010
(4) 代表者氏名 理事長 渡邊 貞義
(5) 設立年月 平成9年10月7日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
(2) 施設の目的 要介護状態にある高齢者に対し適正な介護サービスを提供する事
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 江古田の森
(4) 施設の所在地 東京都中野区江古田3-14-19
(5) 電話番号 03-5318-3711
(6) 施設長（管理者）氏名 中島寛子
(7) 当施設の運営方針
1. 施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
2. 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護老人福祉サービスを提供するように努めるものとします。
3. 当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに担当職員に対し、研修を実施するなどの必要な措置を講じるものとします。
4. 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、居宅支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、保健医療サービス、福祉 サービス提供者との密接な連携に努めるものとします。
(8) 開設年月 平成19年4月1日
(9) 入所定員 100人(1ユニットあたり10名)(短期入所生活介護 空床型 20名)

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。ご利用者の身体状況や認知症の状況によって居室を決定しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	100室 (1ユニット10室)	洗面台・タンス・エアコン完備
合計	100室	
デイルーム	10カ所	
機能訓練室	1室	2階（共用）
浴室	6室 (個浴8個、リフト浴4個、機械浴2個)	[主な設置機器] リフト浴、ライラック浴等の特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ユニットケア方式…10名1グループ・10ユニットの小生活集団で構成され、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが1人ひとり进行深入理解し、寄り添う事で、その人らしい生活を支援します。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者や身元引受人兼連帯保証人等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

以下の職員は、短期入所生活介護 特別養護老人ホーム江古田の森と兼務しております。

職種	実人数	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	0.4名	1名
2. 介護職員	64名	61.4名	37名
3. 生活相談員	2名	1名	1.2名
4. 看護職員	5名	5名	3名
5. 機能訓練指導員	2名	1.2名	1.2名
6. 介護支援専門員	2名	2名	1名
7. 医師	非常勤 2名	0.13名	必要数
8. 管理栄養士	2名	1.4名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（ $8.0 \times 5 \text{名} \div 40 \text{時間} = 1 \text{名}$ ）となります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

③入浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回以上行います
- ・身体状況に応じて一般浴槽及び特殊浴槽を使用して入浴することが出来ます。
- ・但し、発熱や病気などにより、入浴を中止し清拭となる場合があります。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第 5 条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。
(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度と自己負担割合に応じて異なります。)

自己負担 1 割の場合

1.要介護認定区分別 サービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	7,303 円	8,060 円	8,883 円	9,657 円	10,409 円
2.うち、介護保険から 給付される金額	6,572 円	7,259 円	7,994 円	8,691 円	9,368 円
3.サービス利用に係る 自己負担額	731 円	807 円	889 円	966 円	1,041 円
4.居室に係る自己負担額	2,066 円				
5.食事に係る 標準自己負担額	1,900 円				
6.自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	4,697 円	4,773 円	4,855 円	4,932 円	5,007 円

自己負担 2 割の場合

1.要介護認定区分別 サービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	7,303 円	8,060 円	8,883 円	9,657 円	10,409 円
2.うち、介護保険から 給付される金額	5,842 円	6,452 円	7,106 円	7,725 円	8,327 円
3.サービス利用に係る 自己負担額	1,461 円	1,614 円	1,777 円	1,932 円	2,082 円
4.居室に係る自己負担額	2,066 円				
5.食事に係る 標準自己負担額	1,900 円				
6.自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	5,427 円	5,580 円	5,743 円	5,898 円	6,048 円

自己負担 3 割の場合

1.要介護認定区分別 サービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	7,303 円	8,060 円	8,883 円	9,657 円	10,409 円
2.うち、介護保険から 給付される金額	5,112 円	5,646 円	6,218 円	6,759 円	7,286 円
3.サービス利用に係る 自己負担額	2,191 円	2,420 円	2,665 円	2,898 円	3,123 円
4.居室に係る自己負担額	2,066 円				
5.食事に係る 標準自己負担額	1,900 円				
6.自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	6,157 円	6,386 円	6,631 円	6,864 円	7,089 円

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご利用者が、1ヵ月につき6日以内の入院又は外泊（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。

（契約書第20条、第23条参照）

1. サービス利用料金	2,681円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,412円
3. 自己負担額（1－2）	269円

※ 上記の料金表の居住費は、居室に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載している負担限度額とします。

※ 1ヵ月につき6日（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）を超えて入院又は外泊される場合は、それ以降については入院・外泊時居室使用料として、1日につき2,066円をご負担いただきます。（この場合は居室に係る費用について、負担限度額認定は適用となりません。）

<加算利用料> *は全ての方に算定させていただく加算になります

					摘要	
		1割	2割	3割		
*	日常生活継続支援加算	1日	51円	101円	151円	入所者のうち要介護4～5の割合が70%以上である場合
*	夜勤職員配置加算	1日	20円	40円	59円	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合
*	看護体制加算Ⅰ	1日	5円	9円	13円	常勤の看護師を1名以上配置している場合
*	看護体制加算Ⅱ	1日	9円	18円	27円	常勤の看護師を基準数以上配置しており、医療機関等との24時間連絡体制を確保している場合
*	精神科医療養指導加算	1日	6円	11円	17円	精神科を担当する医師の療養指導が月2回以上行われている場合
*	初期加算	1日	33円	66円	99円	入所から30日に限り加算 ※30日以上入院後の再入所も同様
	安全対策体制加算	入所時に1回限り	22円	44円	66円	施設において以下の要件を満たしている場合 ・事故防止のための指針を整備すること ・事故報告、再発防止の掲示・周知徹底 ・事故防止を目的とした委員会の設置 ・事故防止対策担当者の選定・配置

若年性認知症受入加算	1日	131円	262円	393円	若年性認知症利用者を受け入れ、個別に担当者を定めて、ニーズに応じたサービスを提供した場合
認知症チームケア推進体制加算Ⅰ	1ヶ月	109円	218円	327円	施設において以下の要件を満たしている場合 (1) 施設の入所者の総数のうち周囲の者による日常生活に対する注意を要する認知症者の占める割合が2分の1以上であること (2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ複数の介護職員からなる認知症の行動・心理症状の予防に対するチームケアを組んでいること (3) 対象者に対し個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行いその評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防に資するチームケアを実施していること (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを行っていること
認知症チームケア推進体制加算Ⅱ	1ヶ月	131円	262円	393円	上記加算の(1)、(3)及び(4)に係る基準に適合すること。 認知症の行動・心理症状等の予防に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対するチームケアを組んでいること
口腔衛生管理加算Ⅰ	1ヶ月	99円	197円	295円	施設の従業者又は歯科医師もしくは歯科医の指示を受けた歯科衛生士が施設入所時及び入所後の定期的な口腔の健康状態を評価すること 技術的助言及び口腔の健康状態の評価を行う歯科医師もしくは歯科医の指示を受けた歯科衛生士においては当該施設医との連携について実地事項を文書で取り決めを行うこと
* 栄養マネジメント強化加算	1日	12円	24円	36円	低栄養状態のリスクの高い利用者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事調整を実施した場合
* 個別機能訓練加算Ⅰ	1日	13円	26円	39円	理学療法士等の配置、個別機能訓練計画の作成につき
* 個別機能訓練加算Ⅱ	1ヶ月	22円	44円	66円	個別機能訓練加算Ⅰを算定している場合であってかつ個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し個別機能訓練の実施にあたって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
* 自立支援促進加算	1ヶ月	306円	611円	916円	イ：医師が入所者ごとに自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに3ヶ月に1回、医学的評価の見直しを行い自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している場合。 ロ：医学的評価の結果特に自立支援の対応が必要とされた者ごとに医師・看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援計画を策定し支援計画に従ったケアを実施していること ハ：医学的評価に基づき3ヶ月に1回入所者ごとに支援計画を見直していること。ニ：医学的評価を厚生労働省に提出し、自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
* 科学的介護推進加算(Ⅰ)	1ヶ月	44円	88円	131円	入所者・利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に3ヶ月に1回提出しサービスの提供にあたって当該情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合

*	ADL維持加算(Ⅰ)	1ヶ月	33円	66円	99円	イ:利用者(評価対象期間が6ヶ月を超える者)の総数が10人以上であること ロ:利用者全員について利用開始月と6ヶ月目にADL値を測定し測定月ごとに厚生労働省に提出していること ハ:利用開始から6ヶ月目のADL値から利用開始月のADL値や要介護認定の状況に応じて調整式で得られた利用者の調整済ADL利得が平均して1以上であること
	ADL維持加算(Ⅱ)	1ヶ月	66円	131円	197円	ADL維持加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと 利用開始から6ヶ月目のADL値から利用開始月のADL値や要介護認定の状況に応じて調整式で得られた利用者の調整済ADL利得が平均して 3以上 であること
	療養食加算	1日	7円 (1回)	13円 (1回)	20円 (1回)	医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供した場合
	経口維持加算(Ⅰ)	1ヵ月	436円	872円	1,308円	著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる場合に、経口維持計画を作成し、継続して経口による食事摂取を進めるための特別な管理を行った場合
	経口維持加算(Ⅱ)	1ヵ月	109円	218円	327円	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる場合に、経口維持計画を作成し、継続して経口による食事摂取を進めるための特別な管理を行った場合
	経口移行加算	1日	31円	61円	92円	経口移行計画を作成し、経管から経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合
	再入所時栄養連携加算	1回	218円	436円	654円	入所者が医療機関に入院し、厚生労働省定める特別食が必要となった場合に栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、医療機関の栄養士と連携して二次入所後の栄養ケア計画を作成した場合
	退所時栄養情報連携加算	1回	77円	153円	229円	厚生労働省が定める特別食を必要とする入所者又は、低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、退所時に管理栄養士が退所先の医療機関に栄養管理に関する情報を提供した場合。 1月につき1回を限度として算定
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	1ヶ月	4円	7円	10円	イ:入所者ごとに施設入所時に褥瘡の有無を確認するとともに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時に評価し少なくとも3ヶ月に1回評価すること ロ:イの確認及び評価の結果の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用していること ハ:イの確認の結果、褥瘡が認められ、又はイの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員、その他の職員が協働して褥瘡ケア計画を作成していること ニ:入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、入所者の状態について定期的に記録していること ホ:イの評価に基づき3ヶ月に1回褥瘡ケアを見直していること
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1ヶ月	15円	29円	43円	加算(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について褥瘡の発生がないこと

*	排せつ支援加算(Ⅰ)	1ヵ月	11円	22円	33円	イ：排泄に介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師または医師と連携した看護師が入所時に評価するとともに少なくとも3ヶ月に1回評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し排せつ支援にあたって当該情報を活用していること ロ：イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について医師、看護師、介護支援専門員等が共同して排せつに介護を要する原因を分析しそれに基づいた支援を継続して実施していること ハ：イの評価に基づき3ヶ月に1回入所者ごとの支援計画
	排せつ支援加算(Ⅱ)	1ヶ月	17円	33円	49円	加算(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化がない又はおむつ使用からおむつなしに改善している場合、又は施設入所時、利用開始時に尿道カテーテルが留置された者について尿道カテーテルが抜去された場合
	排せつ支援加算(Ⅲ)	1ヶ月	22円	44円	66円	加算(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化がないかつ、おむつ使用からおむつなしに改善している場合、又は施設入所時、利用開始時に尿道カテーテルが留置された者について尿道カテーテルが抜去された場合
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	1ヵ月	109円	218円	327円	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること ・見守り機器テクノロジーを複数導入していること ・職員間の適切な役割分担の取り組みを行っていること ・1年以内ごとに1回業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	1ヵ月	11円	22円	33円	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ・見守り機器のテクノロジーを1つ以上導入していること ・1年以内ごとに1回業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと
	看取り介護加算Ⅰ	死亡日以前31日～45日以下	157円	314円	471円	医師が終末期と判断し、本人・家族の同意を得て各職種が協働して看取りを行った場合
		死亡日以前4日以上30日以下	157円	314円	471円	
死亡日の前日及び前々日		742円	1,483円	2,224円		
死亡日		1396円	2791円	4,186円		
看取り介護加算Ⅱ	死亡日以前31日～45日以下	157円	314円	471円	医師が終末期と判断し、本人・家族の同意を得て各職種が協働して看取りを行った場合 ※24時間配置医師による対応又はその他の医師による往診による可能な体制を整えた場合、また施設内で死亡した場合に限り算定	
	死亡日以前4日以上30日以下	157円	314円	471円		
	死亡日の前日及び前々日	742円	1,701円	2,551円		
	死亡日	1,723円	3,445円	5,167円		

配置医師緊急時対応加算	早朝 (午前6時～午前8時)	709円	1,417円	2,126円	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合
	夜間 (午後6時～10時)				
	深夜 (午後10時～午前6時)	1417円	2,834円	4,251円	
	配置医師の通常の勤務時間外	355円	709円	1063円	
協力医療機関連携加算	令和6年度	109円	218円	327円	以下の3つの要件を満たしている場合 ア) 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護師が相談対応を行う体制を確保していること。 イ) 施設から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を確保していること。 ウ) 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則受け入れる体制を確保していること。
	令和7年度～	55円	109円	164円	
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	1ヵ月	109円	218円	327円	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応を行う体制を確保していること ・協力医療機関との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症発生時に協力医療機関と連携し適切に対応していること ・診療報酬における感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	1ヵ月	6円	11円	17円	診療報酬における感染対策向上加算の届け出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること
新興感染症等施設療養費	1日	262円	524円	785円	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合 (月1回連続する日を5日を限度として算定)
退所前訪問相談援助加算	1回	502円	1,003円	1,505円	入所者の退所に先立って、その居宅を訪問し、入所者及びその家族に退所後のサービス利用等に関する相談援助を行った場合。
退所後訪問相談援助加算	1回	502円	1,003円	1,505円	入所者の退所後30日以内にその居宅を訪問し、入所者及びその家族に相談援助を行った場合。
退所時相談援助加算	1回	436円	872円	1,308円	入所者が退所後に居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、利用者及びその家族に退所後のサービス利用等に関する相談援助を行い、かつ、同意を得て退所日から2週間以内に区市町村又は老人介護支援センターへ必要な情報を提供した場合
退所前連携加算	1回	545円	1,090円	1,635円	入所者が退所後に居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、退所に先立って希望する居宅介護支援事業所介護状況を示す文書を添えて必要な情報を提供し、かつ退所後の居宅サービスの利用に関し連携して調整を行った場合
在宅復帰支援機能加算	1日	11円	22円	33円	入所者の家族と連絡調整を行い、入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業所に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている場合

在宅・入所相互利用加算	1回	44円	88円	131円	在宅生活の継続のため、施設・在宅のケアマネジャーの連携のもとで、複数の重度者が相互に施設の同一個室を利用する場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日	218円	436円	654円	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し施設サービスを行った場合（入所日から7日を限度とする）

〈介護職員処遇改善加算〉

* 介護職員等処遇改善加算	1ヶ月	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金等の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た場合に1か月に算定した単位数の14%に相当する単位数			
---------------	-----	---	--	--	--

◇ 当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市長村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

対象者	預貯金等	区分	居住費(1日)	食費(1日)
生活保護受給者		第1段階	880円	300円
年金収入等80万円以下	単身650万円、夫婦1,650万円	第2段階	880円	390円
年金収入等80万円超120万円以下	単身550万円、夫婦1,550万円	第3段階①	1,370円	650円
年金収入等120万円超	単身500万円、夫婦1,500万円	第3段階②	1,370円	1,360円
上記以外の方		第4段階	2,066円	1,900円
①上記以上の預貯金等がある方			※施設との契約により設定されます	
②配偶者が課税されている方				

②貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：現金
- お預かりするもの：預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書等
- 保管管理責任者：施設長
- 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご利用者へ交付します。
- ・預かり金管理料については1,650円/月と致します。

③複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。白黒…10円/1枚 カラー…50円/1枚

③日常生活費 1日 100円 (利用する・しない)

施設サービスの提供において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる経費であって入所者等に負担させることが適当と認められるもの (内訳は次項参照)
 次項 日常生活費の口腔ケア用品について A ・ B ・ C ・ D セットを希望します。

品目	単位	単価	1日使用量	1日料金
ティッシュペーパー	1箱 (180組 360枚)	83円	0.15箱	12.5円
ペーパータオル	1ケース (200枚)	126円	35枚	22.1円
除菌ケアタオル	1ロール (30m)	682.5円	125cm	34.1円
ベビーローション(オイル)	1本 (125ml)	1,188円	8.5ml	9.7円
小計				78.4円

Aセット (自歯のみ)	単位	単価	1日使用量	1日料金
歯ブラシ	1本	140円	0.03本	4.2円
歯間ブラシ	1箱 (8本)	480円	0.14本	8.4円
歯磨き粉	1本 (30g)	86円	4g	11.5円
小計				24.1円

Bセット (自歯+義歯)	単位	単価	1日使用量	1日料金
歯ブラシ	1本	140円	0.03本	4.2円
歯磨き粉	1本 (30g)	86円	4g	11.5円
義歯洗浄剤	1箱 (48錠)	520円	1個	10.8円
小計				26.5円

Cセット (総義歯)	単位	単価	1日使用量	1日料金
義歯用ブラシ	1本	600円	0.03本	18円
義歯洗浄剤	1箱 (48錠)	520円	1個	10.8円
小計				28.8円

Dセット (自歯なし・義歯なし)	単位	単価	1日使用量	1日料金
コンクールF	1本 (100ml)	916円	3.2ml	29.5円
小計				29.5円

①口腔ケア用品以外の物品代合計	78.4円
②口腔ケア用品代 (A~Dのうち、最低料金であるAセットの金額)	24.1円

①+②=

1日 合計
102.5円

上記により、日常生活費1日100円と設定する。

④エンゼルケア物品代

利用者・身元引受人兼連帯保証人の同意を得て施設内での看取りを行った場合

1回 1,500円

⑤契約書第19条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

自己負担1割の場合

ご利用者の要介護度 料金	要介護度 1 4,697円	要介護度 2 4,773円	要介護度 3 4,855円	要介護度 4 4,932円	要介護度 5 5,007円
-----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

自己負担2割の場合

ご利用者の要介護度 料金	要介護度 1 5,427円	要介護度 2 5,580円	要介護度 3 5,743円	要介護度 4 5,898円	要介護度 5 6,048円
-----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

自己負担3割の場合

ご利用者の要介護度 料金	要介護度 1 6,157円	要介護度 2 6,386円	要介護度 3 6,631円	要介護度 4 6,864円	要介護度 5 7,089円
-----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

ご利用者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 自己負担1割の場合は4,637円、自己負担2割の場合は5,367円、3割負担の場合は6,097円(1日あたり)いただきます。

※料金の中には居住費を含みます。食事を召し上がった場合は、食費も含みます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、翌月20日までご請求します。請求額は毎月27日に指定の金融機関から、口座振替とさせていただきます。（1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

（契約書第13条参照）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合 |
|---|

- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設への退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 2 ヶ月以上（※最低 2 ヶ月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又はサービス従業者や他利用者に対する故意的な暴言・暴力等・セクハラ行為等を行った場合、もしくは著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

ご利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 18 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複すう数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1 日あたり 269 円及び居住費）

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。その際、施設への再入所の判定は、入院先医師からの情報を得て、施設嘱託医及び管理者が判断するものとします。

また、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部、居室を確保しておく場合は居住費をご負担いただきます。

なお、ご利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取及び身元引受人について（契約書第22条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「身元引受人」を定めていただきます。

当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご利用者又は身元引受人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に身元引受人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 生活相談員 大塚 藍 井澤 紗和子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:00

○苦情解決責任者

[職名] 施設長 中島 寛子

○第三者委員

名前	住所	電話番号
涌井 久美子	東京都中野区大和町 2-47-10	03-3330-1953
渡辺 弘一	福島県郡山市安積町荒井字萬海 24-4	024-945-5513
山田 京子	福島県郡山市大槻町字原ノ町 3-2	024-961-5422
石田 宏寿	福島県郡山市開成 3丁目 13-14	024-932-3031

また、ご意見箱を江古田の森内に設置しています

(2) 行政機関その他苦情受付機関

機関名	住所及び電話番号
介護・高齢者支援課 介護事業者係	東京都中野区中野 4-8-1 / 03-3328-8878
運営適正化委員会	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会 03-5283-7020 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00
東京都国民健康保険 団体連合会	東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 03-6238-0177 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00

(3) 第三者評価の実施状況

- 1) 実施状況： 実施あり
- 2) 実施年月日： 令和 5 年 11 月 16 日
- 3) 実施評価機関名称：(株)医療福祉経営研究所
- 4) 評価機関の開示状況：開示あり

9. 事故発生時の対応について（契約書第 12 条～第 14 条参照）

サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに区市町村、身元引受人兼連帯保証人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。但し、施設の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではありません。

10. 虐待の防止のための措置（契約書第 24 条参照）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
○虐待防止に関する責任者
氏名 中島寛子 [職名] 施設長
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を 3 か月に 1 回開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
- (5) 虐待防止のための指針を整備します。
- (6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (7) (6) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

- (8) 利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに虐待を受けている恐れがあった場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告します。

1 1. 身体拘束適正化のための措置（契約書第 27 条参照）

事業者は、身体拘束の適正化を図るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回開催するとともにその結果について、介護職員に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束適正化のための指針を整備しています。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束の適正化のための研修を実施しています。

1 2. 合意裁判管轄について（契約書第 24 条参照）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業所の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とさせていただきます。

1 3. 非常災害対策

非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成します。

非常災害に備えて、少なくとも1年に2回以上は避難、救出その他必要な訓練などを行います。

防災設備	非常口、避難階段、スプリンクラー、消火栓、消火器、非常灯、防火戸、非常通報装置等
防災訓練	年2回実施（夜間想定訓練年1回 総合防災訓練年1回）
防火管理者	佐藤 隆司

1 4. ハラスメント防止のための措置

事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動又は妊娠・出産等に関する言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するため、次の措置を実施します。

- (1) ハラスメント防止のための指針を整備します。
- (2) 担当職員に対し、ハラスメントの防止の方針を明確にし、必要な研修を定期的実施します。
- (3) ハラスメントが発生した場合の相談責任者を選任し、相談体制を整え適切に対応します。

1 5. 業務継続計画の策定等（契約書第 29 条参照）

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 衛生管理等（契約書第30条参照）

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- (2) 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します
 - ・当施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等活用して行うことができる。）をおおむね3月に1回以上開催するとともにその結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
 - ・施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ・当施設において、担当職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための及び訓練を定期的実施します。
- (3) 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回以上、検便を行うものとします。
- (4) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行うものとします。

17. 褥瘡対策等（契約書第31条参照）

事業者は利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための指針を整備します

18. 協力病院等（契約書第32条参照）

事業者は、利用者の病状の急変及び事業の提供体制の確保のため、協力医療機関等を以下に定めます。

協力医療機関（契約書第32条）

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人財団 健貢会 総合東京病院
所在地	東京都中野区江古田3-15-2
診療科	内科・整形外科・他

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ヤマザキ歯科医院
所在地	東京都中野区江古田3-5-5
診療科	歯科

(1) 事業者は、入所者の病状の急変等に等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めます。

但し、複数の医療機関を協力医療機関としても定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えないものとします。

1 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

2 当該施設からの診療の求めがあった場合において診察を行う体制を、常時確保していること。

3 入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機

関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- (2) 事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該施設に係る指定を行った都道府県知事に届け出ます。
- (3) 事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めます。
- (4) 事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行います。
- (5) 事業者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設に速やかに入所させることができるように努めます。

19. 電磁的記録等（契約書第33条参照）

- (1) 施設及び担当職員は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、副本その他文字、図形等、人の知覚によって認識する事ができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行う事が規定されている又は規定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識する事ができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行う事ができます。
- (2) 施設及び担当職員は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下交付等という。）のうち、書面で行う事が規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他、人の知覚によって認識することができない方法）による事ができます。

20. 掲示（契約書第34条参照）

- (1) 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。
- (2) 事業者は、重要事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができます。
- (3) 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。

21. 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（契約書第35条参照）

当施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、当施設における入所者の安全性並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方針を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催します。

22. 職員の質の確保（契約書36条参照）

事業者は、職員の質の向上のためにその研修の機会を確保します。

事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める等資格を有する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講されるために必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 江古田の森

説明者職名 生活相談員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代筆者氏名 続柄)

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(ご利用者との関係)

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(ご利用者との関係)

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上6階

(2) 建物の延べ床面積 18,261.68㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]	平成19年4月1日指定	東京都	定員20名
[通所介護]	平成19年4月1日指定	東京都	一般型 45名 認知症対応型 12名
[介護老人保健施設]	リハビリテーションセンター	江古田の森	
入所	平成19年4月1日指定	東京都	定員100名
短期入所療養介護	平成19年4月1日指定	東京都	空床利用
通所リハビリテーション	平成19年4月1日指定	東京都	定員74名
[ケアハウス]	ケアハウス	江古田の森	
入所	平成19年4月1日指定	東京都	定員60名
[障害者支援施設]	施設入所支援・生活介護事業	江古田の森	
施設入所支援／生活介護（主に身体障害者）	平成19年4月1日指定	東京都	定員10名
生活介護（主に身体障害者）	平成19年4月1日指定	東京都	定員15名
施設入所支援／生活介護（主に知的障害者）	平成19年4月1日指定	東京都	定員30名
生活介護（主に知的障害者）	平成19年4月1日指定	東京都	定員15名
[居宅介護支援事業所]	平成19年6月1日	居宅介護支援事業所	江古田の森
[訪問介護]	平成21年6月1日	ヘルパーステーション	江古田の森
[訪問リハビリテーション]	平成23年9月1日	訪問リハビリテーション	江古田の森
[訪問看護]	平成26年2月1日	訪問看護ステーション	江古田の森

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員…ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行います。

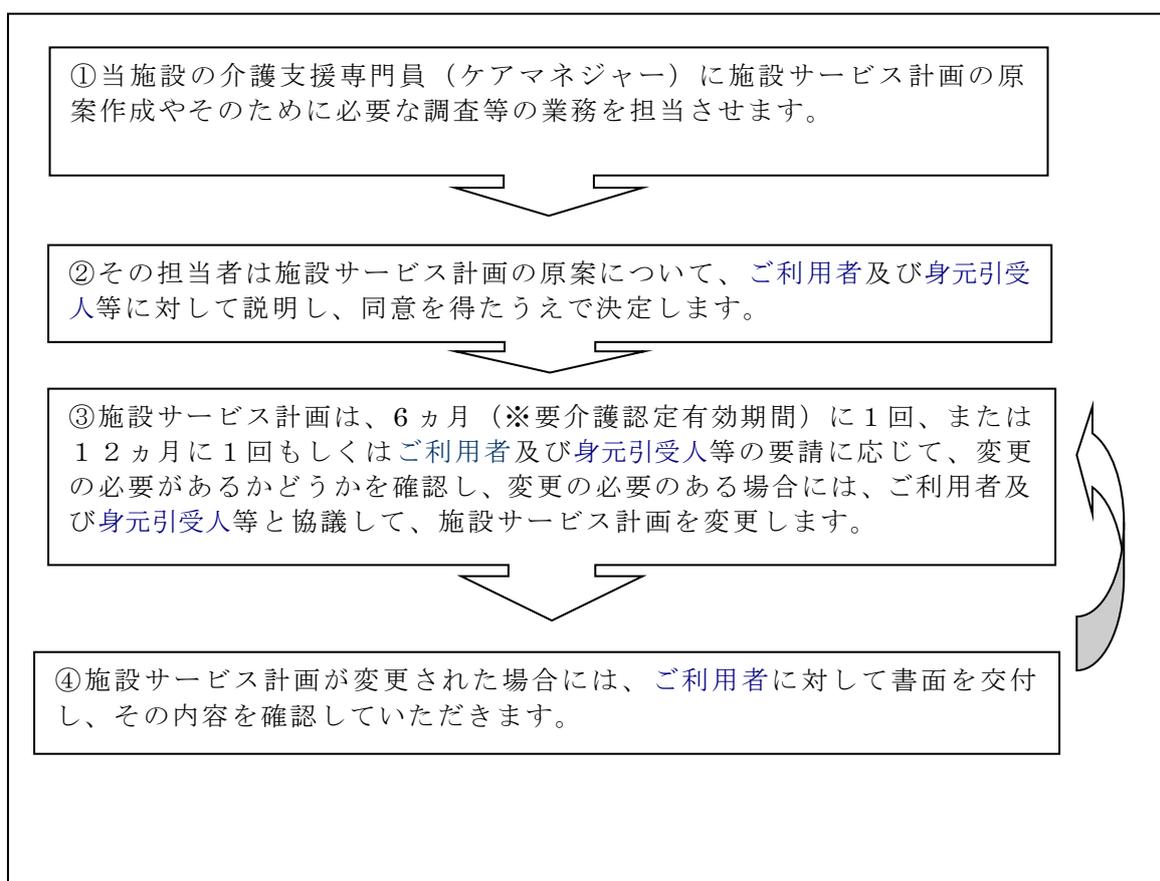
介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

医師…ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は身元引受人等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又は身元引受人兼連帯保証人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）所持品の持ち込み

収納たんす、衣類の他、壁飾り、時計、上履きなど、担当職員とご相談下さい。

（2）面会

面会時間 午前9：00～午後8：00

※来訪者は、必ずその都度面会簿にご記入ください。

※なお、来訪される場合、食品の持ち込みは職員にご相談ください。

（3）外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる際は連続して12泊以内の場合、1日につき266円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。この際、施設の利用料・食費の請求はありませんが、居住費のみご負担いただきます。

（4）食事

食事が不要な場合は、前日午後5時までにお申し出下さい。前日午後5時までにお申し出があった場合には、重要事項説明書5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。ただし、1日分（朝食・昼食・おやつ・夕食）全て不要な場合に限りです。

（5）施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内は禁煙とします。

(7) 日課の励行

ご利用者は施設長や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めます。

(8) 健康保持

ご利用者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り受診して頂きます。

(9) 禁止行為

施設内での次の行為を禁止します。

- ・ 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵す事
- ・ ケンカ、口論、泥酔などで他の利用者などに迷惑を及ぼす事
- ・ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する事
- ・ 指定した場所以外で火気を用いる事
- ・ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれらを持ち出す事
- ・ 金銭・貴重品を持ち込む事

原則としてご本人様・ご家族様の希望でお持ちになる場合には自己管理とします。万が一紛失した場合は施設では責任を負いかねます。

6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

個人情報の使用に関わる同意書

私(契約者及びその家族)の個人情報については、次に定める条件で、使用することに同意します。

1. 使用する目的

- ①利用者の関わる施設サービス計画を立案するための情報提供
- ②医療上緊急の必要性のある場合、医療機関等へ利用者に関する心身状態の情報提供
- ③利用者に関わる他の事業者との連携を図る際の情報提供
- ④サービス担当者会議、照会などでの情報提供
- ⑤「個人情報の利用目的」に準ずる（個人情報の保護に関する法律第十六条三項）
 - ・法令に基づく場合
 - ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2. 個人情報を使用する施設

- ・サービスの種類 介護老人福祉施設
- ・所在地 東京都中野区江古田3丁目14番19号
- ・施設名 特別養護老人ホーム 江古田の森
- ・代表者名 施設長 中島 寛子

利用者のサービス提供に関する事業者は、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前であっても、提供された個人情報について決して第三者に漏らしません。また、サービス提供に関わる使用目的以外には、決して使用しません。

3. 使用期間

令和 年 月 日 ～ 完結の日から2年まで

<利用者>

(氏名) _____ (印) (代筆者名 _____)

<ご家族代表>

(氏名) _____ (印) (続柄 _____)

個人情報に関する同意書(広報等)

社会福祉法人 南東北福祉事業団
東京総合保健福祉センター 江古田の森

私の個人情報については、次に定める条件で使用することに、

同意します

同意しません

* 「同意します」にをされた方は以下にをお願い致します。

【使用する目的】

センター外部での使用

可

不可

* 江古田の森ホームページや公式 SNS、江古田の森広報誌、その他地域の行事等でお写真や個人名を掲載使用させて頂く可能性があります。

センター内部での使用

可

不可

* センター内および事業所内広報誌での掲示等でお写真や個人名、作品を使用させて頂く可能性があります。

【使用の許可について】

上記の個人情報を使用する際は、その都度、確認の連絡はいたしません。

令和 年 月 日

<利用者>

(氏名)

(代筆者名)

<ご家族>

(氏名)

(続柄)

本契約書及び重要事項説明書は令和6年11月1日より有効とする

特別養護老人ホーム江古田の森

契約書・重要事項説明書 改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	平成19年4月1日	初版
第2版	平成20年6月1日	施設長変更
第3版	平成21年4月1日	平成21年度報酬改訂に基づく加算変更
第4版	平成22年8月1日	契約書18条 入院に係る取り扱い 変更 重要事項説明書6(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合 変更 契約書22条 合意裁判管轄 追加 重要事項説明書 11. 合意裁判管轄について 追加 重要事項説明書 協力医療機関名称変更
第5版	平成23年1月1日	契約書18条 入院に係る取り扱い 変更 重要事項説明書6(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合 変更 改訂履歴 追加
第6版	平成23年9月1日	重要事項説明書 協力医療機関名称変更
第7版	平成24年4月1日	平成24年度報酬改定に基づく加算変更
第8版	平成25年3月1日	契約書と重要事項説明書を別刷とする
第9版	平成25年4月1日	契重要事項説明書の苦情受付窓口担当者 変更
第10版	平成25年7月17日	契重要事項説明書の苦情受付窓口担当者変更 重要事項説明書4. 職員の配置状況の変更
第11版	平成25年10月1日	重要事項説明書4. 職員の配置状況の変更 契約書3条介護保険の基準外サービス変更 契約書第5条サービス利用料金の支払い変更
第12版	平成26年2月1日	重要事項説明書4 職員の配置状況の変更 契重要事項説明書の第三者委員変更
第13版	平成26年4月1日	平成26年度介護報酬改定に基づく加算変更 重要事項説明書4 職員の配置状況の変更 重要事項説明書サービスの概要と利用料金⑤日常生活費内訳内容変更
第14版	平成26年7月1日	個人情報に関する同意書の一部変更
第15版	平成27年1月1日	重要事項説明書の苦情窓口担当者変更
第16版	平成27年4月1日	平成27年度報酬改定に基づく料金・加算等 変更
第17版	平成27年6月1日	職員配置状況訂正他
第18版	平成28年4月1日	重要事項説明書の苦情窓口担当者変更
第19版	平成29年1月1日	重要事項説明書の苦情窓口担当者変更 重要事項説明書サービスの概要と利用料金③個人専用の医療物品の使用代変更
第20版	平成29年4月1日	平成29年度介護報酬改定に基づく加算 変更 主な勤務体制の変更
第21版	平成29年7月1日	重要事項説明書の苦情窓口担当者の変更
第22版	平成29年12月1日	契重要事項説明書の第三者委員変更

第 23 版	平成 30 年 4 月 1 日	施設長変更 重要事項説明書の苦情解決責任者変更 重要事項説明書の虐待防止責任者変更 契重要事項説明書第 24 条身体拘束適正化のための措置追加 平成 30 年度介護報酬改定に基づく利用・加算等の変更
第 24 版	平成 30 年 6 月 1 日	2 ご利用施設 入所定員の変更
第 25 版	平成 30 年 8 月 1 日	介護保険負担割合の変更に伴う利用料金の変更 主な勤務体制の変更
第 26 版	令和元年 5 月 1 日	元号改正に伴う変更、主な勤務体制の削除
第 27 版	令和元年 10 月 1 日	令和元年度介護報酬改定に基づく加算変更 重要事項説明書第三者評価の実施状況追記 サービスの概要と利用料金②貴重品管理料の変更④エンゼルケア物品代追記
第 28 版	令和 2 年 4 月 1 日	民法改正に基づく身元引受人兼連帯保証人の表記の変更
第 29 版	令和 3 年 4 月 1 日	施設長変更・介護報酬改定に基づく変更 重要事項説明書の苦情解決責任者変更 重要事項説明書の虐待防止責任者変更 重要事項説明書 2. ご利用施設 (7)「当施設の運営方針」文書変更 重要事項説明書 6. 虐待の防止のための措置の変更 重要事項説明書 1 4. 業務継続計画の策定等追記 重要事項説明書 1 5. 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置追記 重要事項説明書 1 6. 電磁的記録等追記
第 30 版	令和 3 年 8 月 1 日	当施設の居住費・食費の負担額変更
第 31 版	令和 3 年 11 月 1 日	重要事項説明書 14. ハラスメント防止のための措置
第 32 版	令和 4 年 10 月 1 日	令和 4 年度介護報酬改定に基づく変更 重要事項説明書
第 33 版	令和 4 年 11 月 1 日	重要事項説明書 5. 当施設が提供するサービスと利用料金の変更
第 34 版	令和 5 年 8 月 1 日	重要事項説明書 13. 非常災害対策 防災設備、防火管理者追記
第 35 版	令和 6 年 4 月 1 日	重要事項説明書 1. 施設経営法人 理事長変更 重要事項説明書令和6年度介護報酬改定に基づく変更 重要事項説明書 6. 虐待防止のための措置変更 重要事項説明書 14. ハラスメント防止の為の措置変更 重要事項説明書 16. 感染症防止のための措置の変更 重要事項説明書 17. 褥瘡対策等追記 重要事項説明書 18. 協力医療機関等変更 重要事項説明書 19. 掲示 重要事項説明書 20. 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置追記 重要事項説明書 21. 職員の質の確保追記
第 36 版	令和 6 年 8 月 1 日	重要事項説明書 5. 当施設が提供するサービスと利用料金の変更

